

『車両系建設機械(解体用)運転技能講習』開催のご案内

熊本労働局番号第2号-14(～H31.3.31)
建設業労働災害防止協会熊本県支部
熊本市中央区九品寺4丁目6-4 ☎(096)371-3700
ホームページ：<https://www.kensaibou-kumamoto.jp/>

労働安全衛生法の規定に基づいて、機体重量3トン以上の車両系建設機械(解体用)は、登録教習機関が行う技能講習を修了した方でなければ運転できないことになっています。

当支部は熊本労働局長の登録教習機関として、下記要領により、技能講習を開催いたします。

《対象機種》

ブレーカー、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機

※平成25年7月1日より、これまで未規制だった「鉄骨切断機」「コンクリート圧砕機」「解体用つかみ機」の解体作業で労働災害が増加していることから、これらの運転にあたっては、技能講習修了が義務づけられることになりました。

1. 開催予定(1日：学科3時間 実技2時間)

平成30年度実施予定：6月、10月、12月(日程の詳細は月毎の予定表でご確認ください)

(学科) 8:50 ～ 16:00

(実技) 13:30 ～ 17:30(内2時間)

2. 受講資格

- ① 車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削用)運転技能講習を修了した者
- ② 建設業法施行令に規定する建設機械施工技術検定のうち、1級の技術検定に合格し実技試験でトラクター系若しくはショベル系建設機械操作施工法を選択した者、又は2級の技術検定で第1種から第3種までの種別に合格した者

3. 受講料及びテキスト代(会員のテキスト代は無料です)

受講料：15,120円 テキスト代：1,540円

5. 助成金について

受講者が建設業の社員(労働者)であって、雇用保険に加入している事業場(H29年度雇用保険料率12/1,000)については、経費と賃金の一部が申請により事業主に支給されます。支給申請にあたり、計画届を実施日の1週間前まで、支給申請書を講習終了後2か月以内に提出する必要があります(申請先：管轄労働局)。